

令和8年度 品川区立芳水学校いじめ防止基本方針

令和8年4月1日

1 基本理念(いじめ防止に向けた学校としての基本的な考え方)

- (1) いじめは、全ての児童に関係する問題である。全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめがなくなるようにする。
- (2) 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにする。
- (3) いじめられた児童の生命・心身を保護することが特に重要と認識し、組織的にいじめの問題を克服する。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、学校に在籍する児童に対して、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの内容

- 冷やかしからかい 悪口や脅し文句 嫌なことを言われる
- 仲間はずれ 集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり 遊ぶふりをして叩かれたり 蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり 叩かれたり 蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり 盗まれたり 壊されたり 捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと 危険なことをされたり させられたりする
- パソコンや携帯電話等で 誹謗中傷や嫌なことをされる

(3) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。その判断においては被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(4) いじめ重大事態の定義

○いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

○いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

3 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

4 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

学校内において、以下のいじめ防止等の組織的な取組を推進するための組織を置き、この組織を中心として全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

イ 所掌事項

○いじめの未然防止

○いじめの早期発見

○いじめの早期対応

○重大事態への対応

ウ 会議

①定例会

・頻 度:毎月1回開催。

・出席者:委員

②臨時会

- ・頻 度:発見時にその都度、即日開催(委員全員の在・不在を問わず)。
- ・出席者:委員+関係児童の学年教員、授業担当専科教員

エ 委員構成

校長、副校長、主幹、生活指導主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、
スクールカウンセラー

※事案に応じて、学級担任、教科担任、福祉・心理の専門家が入る。

オ 委員会の取組内容

いじめの未然防止・早期発見の体制整備および取組

- ① 明るく安心して生活できる学校づくりに向けた取組
 - ・市民科を中心に教科等を関連付けたいじめ防止等の取組。
- ② 早期発見のための措置
 - ・生活アンケートの実施、目安箱の活用。
- ③ 相談体制の確立
 - ・ふれあい面談の実施、相談窓口の周知。
- ④ インターネット等によるいじめに対する対策の推進
 - ・児童、保護者向けの研修等。
- ⑤ いじめを受けた児童、保護者に対する相談および支援
- ⑥ いじめを行った児童、保護者に対する助言
- ⑦ 関係諸機関との連携
- ⑧ その他、いじめの防止等に関わること

5 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

- ① 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくり
- ② 学習形態の工夫
- ③ 縦割り班(異学年集団)での活動
- ④ 市民科授業の充実

イ 学校の教育活動全体を通じ、児童の自己有用感を高められる機会を充実させる。

- ① 縦割り班でのあいさつ運動
- ② 委員会活動の充実
- ③ 縦割り班での活動
- ④ メッセージカード(行事等の活動後によかったところ、感心したところ)を書いて掲示し、互いを認める。

ウ 学校の教育活動全体を通じて、人権教育の充実や読書活動、体験活動などを推進する。

- ① 人権教育の充実(互いのよさを認め、大切にすることを周知徹底する)
- ② 市民科授業におけるいじめ防止指導の充実(各学期1回以上、いじめ防止に関する授業の実施)
- ③ 保育園、幼稚園児との交流会の実施(保幼小連携)
- ④ 中学校の部活体験など中学校との交流会の実施
- ⑤ 地域の方を招いての学習活動の充実
- ⑥ 読み聞かせの実施

エ いじめインターネット等によるいじめを含む)について、校内研修や職員連絡会で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図る。

- ① 毎週金曜日の夕会(生活指導夕会)を活用し、児童の情報交換を実施
- ② 情報モラルに関する教室の実施(セーフティ教室、携帯電話・情報に関する教室)
- ③ 每学期1回以上の校内研修の実施(いじめ、人権、体罰等)

オ 学校、PTA、地域の関係団体と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取組を推進する。

- ① PTA実行委員会でのいじめ防止に関する周知
- ② スクールサポーターとの連携、情報交換
- ③ 大崎第二地域センター地区委員会での地域での見守りの呼びかけ・情報交換

(2) 早期発見のための取組

日頃から児童の見守り、信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

ア 日常的な観察を充実させ、児童の様子に目を配る。

- ① 休み時間、給食時間、掃除時間等での様子
- ② 日記、個人面談、家庭訪問等での把握
- ③ ふれあい面談の実施

イ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

- ① 生活アンケートの実施(5月、10月、1月)
- ② ふれあい月間の実施

ウ 在籍する児童およびその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。

①相談窓口の周知。

- | | |
|-----------------|-----------|
| ・スクールカウンセラー | 原則金曜日 |
| ・HEARTS(ハーツ) | 5742-8220 |
| ・東京都教育相談センター | 3360-8008 |
| ・東京都いじめ相談ホットライン | 5331-8288 |

- ②保健だより、スクールカウンセラーだよりの発行
- ③スクールカウンセラーによる校内巡回、授業観察

(3) 早期対応のための取組

発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

ア 被害児童を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童等を指導する。

- ①校内のいじめ防止対策委員会で直ちに情報を共有する。
- ②速やかに事実確認を行い、関係児童および保護者、集団全体(学級、遊び仲間等)へそれぞれ支援、指導、助言を適切に行う。
- ③インターネット等を通じて行われる不適切な書き込みについては直ちに削除等の措置を行い、関係機関等との協力や援助を求める。

イ 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

(4) 重大事態への対処

ア 初期対応

- 教育委員会へ報告し連携する
- 保護者への説明を行う
- 校区教育協働委員会へ報告する

イ いじめを受けた児童への対応

- 複数の教員によるマンツーマンでの保護や情報共有を徹底する。
- 被害児童への緊急避難措置の検討、また実施する。
- 被害児童が受けた身体への被害については、医療機関等と連携し、完全に治癒するまでその状況を確認する。
- 財産への被害については、警察の方針を踏まえ、必要に応じて学校または区教育委員会といじめを行った児童等およびその保護者とが十分に協議し、適切に回復がなされるように努める。
- 精神的な被害については、その状況を的確に把握し、保護者の理解を得ながら、医療や福祉等の関係機関、SC や SSW 等の心理や福祉分野の専門家と連携して支援を行う。

ウ いじめを受けた児童保護者への説明

- いじめを受けた児童等の保護者に対して、いじめ重大事態の認定と区教育委員会への報告および調査の実施について説明を行う。また、事案の事実関係を明らかにする調査の結果等の情報を提供する。
- いじめを行った児童等およびいじめを行った疑いのある関係児童等の保護者に対しても、いじめ重大事態の認定と区教育委員会への報告および調査の実

施について説明を行う。

- 調査結果とともに、いじめを受けた児童等が安心して学校生活を送れるようにするための方策について、保護者に説明し、意見を聴取して理解を得るとともに、対応の結果等どのように状況が改善されたかを定期的に報告する。

エ いじめを行った児童への対応

- 複数の教職員で適切に役割を分担し、いじめを行った児童等の行為に対して、毅然とした態度でいじめは絶対に許されないことを指導する。そのうえで、全教職員の総力により、二度と同様の行為を行うことのないよう指導体制を構築し、再発を防止する。
- いじめを行った児童等が自身の行為の誤りや過ちを振り返り、改善が見られた場合には、どのように行動すれば、学校の全ての児童等が安心して学校生活を送ることができるようになるかを考えられるように促し、自己の目標を決める等して実践できるよう指導する。
- いじめを行った児童等の行為の背景には、いじめを行った児童等が過去に深刻ないじめ等を受けていたときに生じた心の傷が原因となっている場合もある。必要に応じて教職員や SC が面接等をとおして、いじめを行った児童等が自身の行為に対する振り返りを促す支援を行い、感情のコントロール、適切な人間関係づくりなどの具体的な方策について十分に指導する。
- いじめを行った児童等に繰り返し指導したにもかかわらず、いじめの行為を続けるなど、いじめを受けた児童等が安心して学習できるようにならない場合には、必要に応じて、いじめを行った児童等を、いじめを受けた児童等が学習する教室以外の教室等で学習させる。
- いじめを行った児童の行為が、犯罪行為として取り扱われるべきと思われるなど、重大性が高い場合には、速やかに所轄の警察署に連絡し、連携して対処する。
- 学校で指導を行っているにも関わらず、いじめを行った児童等の行為に改善が見られない場合等、いじめを受けた児童等に対して、今後も生命、身体、財産に被害を及ぼす可能性がある場合は、直ちに警察に通報して援助を求める。
- その他、いじめを行った児童等の置かれている環境やこれまでの行為等を踏まえ、児童相談所等の関係機関と連携して、行為の改善への支援を行う。
- いじめを行った児童等への指導を継続的に行っているにもかかわらず、いじめを受けた児童等や周辺児童等の学習が妨げられる等、状況に改善が図られないと判断した場合には、校長による訓告等の懲戒を加える。

オ 周辺児童等に対する指導・支援

- 周囲にいた周辺児童等についても、学校生活が充実したものになるよう、いじめを受けた児童等およびいじめを行った児童等と同様に継続した支援を行う。具体的には、「出欠状況の確認」「日頃のコミュニケーションの様子や日常の観察」「アンケート調査」「保護者（家庭）・地域との連携」が考えられる。
- 児童等の心身の状態に基づき、必要に応じて SC と連携しながら対応していく。

カ 学校関係者や地域、関係機関と連携した対応

重大事態に該当するようないじめが発生した場合は、周囲にいる周辺児童等とおして、多くの保護者がその事実を知ることもある。学校は、必要に応じていじめを受けた児童等の保護者の理解を得て、同じ学年の保護者や P T A 役員等に、事実経過や学校の対応方針等を説明し、必要に応じて問題解決に向けた協力を依頼する。

重大事態が、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等の関係にとどまらず、学校全体の問題に発展して、周辺児童等やその保護者に不安を生じさせるような事態に至った場合は、学校は、地域や関係機関の専門的立場から助言や協力を受け、問題を根本から解決させるための取組を推進する。

6 教職員研修計画

- (1) いじめ防止に関する研修を年 3 回計画する。
- (2) 市民科学習を通じて「いじめ防止等に関する授業」（いじめ防止プログラム、トリプルチェンジ）を年 3 回実施する。

7 保護者との連携および啓発の推進に関する方策

- (1) いじめを行った児童等が集団で暴行を加えた等、犯罪に該当する重大性の高いいじめの行為が確認された場合、いじめを受けた児童等が生命に関わる事態に至った場合、報道される状況が発生した場合には、区教育委員会との連携の下に緊急保護者会等を開催し、個人情報に十分留意した上で、事実経過や学校の対応等の現状について説明する。
- (2) 必要に応じて、問題の解決や事態の收拾のため、保護者や P T A 役員等に協力を依頼し、教職員と保護者の協働体制を確立する。
- (3) 学校だより、学校ホームページにいじめ防止対策について発信する。
- (4) P T A による登下校の見守りなどを通して、学校内外の児童の実態を日常的に把握する。

8 地域および関係機関や団体等との連携推進の方策

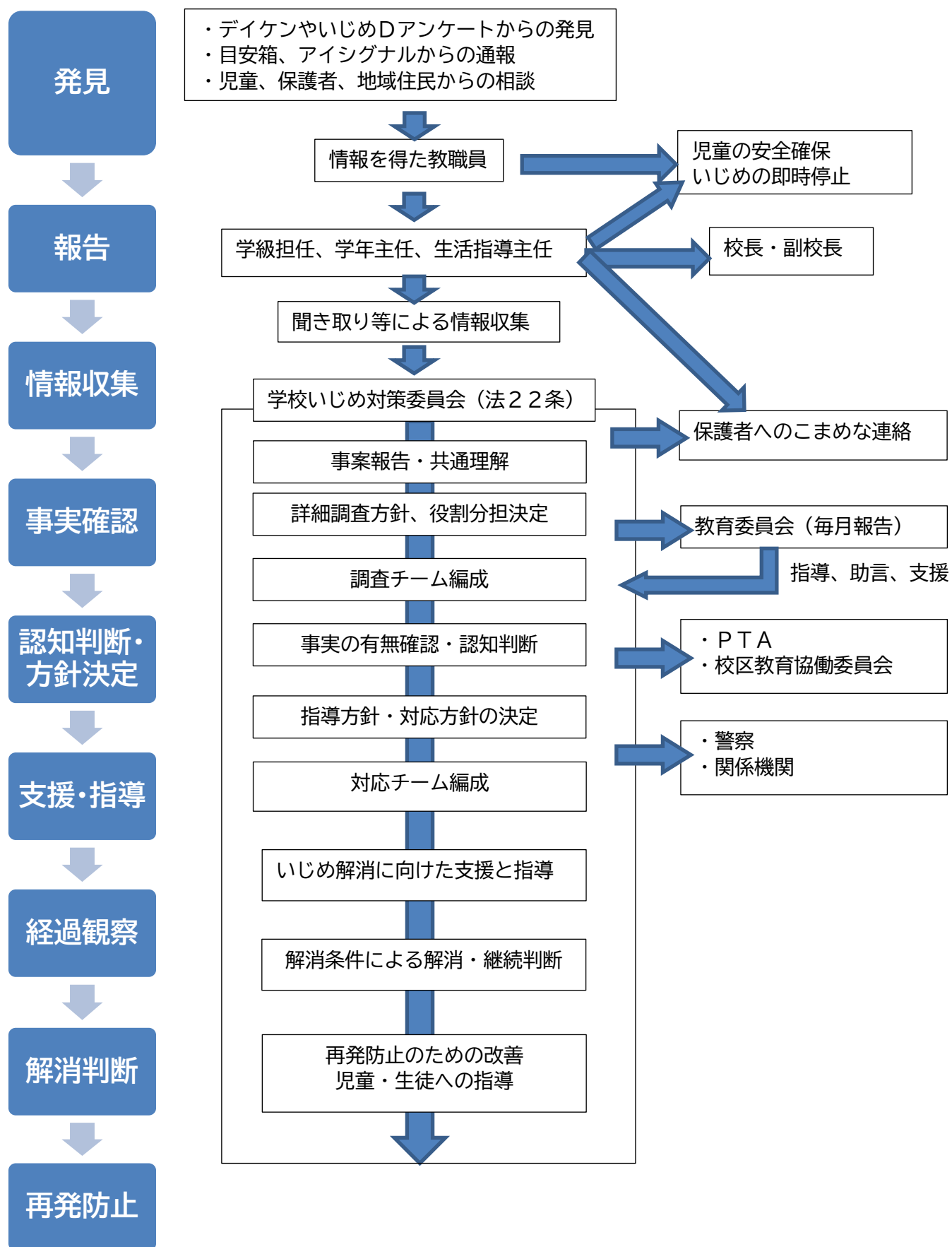
- (1) 学校はいじめの発生状況や対応状況について、個人のプライバシーに配慮しつつ、校区教育協働委員会、「学校サポートチーム」、地域住民（民生・児童委員、主任児童委員、保護司、町会・自治会役員、青少年対策地区委員、品川区人権擁護委員、卒業生、卒業生の保護者等）、警察、子ども家庭支援センター、児童相談所、児童センターすまいるスクール等の関係機関との情報共有を行う。
- (2) 学校の対応のみでは解決に至らない場合や地域での見守りが必要な場合は関係機関に協力を依頼する。
- (3) あいさつ隊活動などを中心として学校内外での児童の実態を日常的に把握する。

9 学校評価および基本方針改善のための計画

- (1) ふれあい月間にいじめ防止に関する自己評価を行い、取組状況を学校全体で確認し、改善を図る。
- (2) いじめ防止対策委員会において、いじめに関する実態を把握し対策を行うとともに、いじめ防止に向けた取組状況を確認し、改善を図る。
- (3) 校区教育協働委員会における学校評価をいじめ防止基本方針改善に生かす。

10 その他

(1) いじめ発見から対応までの流れ



(2) いじめの未然防止および早期発見のための年間計画

月	研修・会議内容	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	・いじめの定義、基本方針の理解（4月2日職員連絡会） ・児童の所在確認（4月7日） ・学校いじめ対策委員会開催	・トリプルチェンジの授業実施に向けて、準備を進める ・看護当番による見守り	・デイケンの実施（4月21日より） ・いじめDアンケートなどの調査ツールの確認・引継ぎ	・入学式（4月7日）保護者会（4月21,22,23日）で、保護者に学校いじめ防止基本方針の説明 ・学校だより、HPによるいじめ防止基本方針の発信
5月	・学校いじめ対策委員会開催	・トリプルチェンジの授業実施に向けて、準備を進める ・SCによる5年生全員面談 ・看護当番による見守り	・デイケンの実施 ・いじめDアンケートの実施	・校区教育協働委員会の実施 - 登下校の見守り
6月	・学校いじめ対策委員会開催 ・ふれあい月間の取組 ・いじめ防止に関する校内研修	・いじめ防止トリプルチェンジの授業実施 ・SCによる5年生全員面談 ・看護当番による見守り	・デイケンの実施 ・いじめDアンケート、NiCoLiの実施	・登下校の見守り
7月	・学校いじめ対策委員会開催 ・ふれあい月間の振り返り ・長期休業前の指導	・トリプルチェンジの授業実施に向けて、準備を進める ・SCによる5年生全員面談 ・看護当番による見守り	・デイケンの実施 ・学校風土調査の実施	・校区教育協働委員会の実施 ・登下校の見守り
8月	・学校いじめ対策委員会開催 ・いじめ防止に関する校内研修	・トリプルチェンジの授業実施に向けて、準備を進める	・5年林間学園における児童の実態観察	
9月	・児童の所在確認（9月1日） ・学校いじめ対策委員会開催	・トリプルチェンジの授業実施に向けて、準備を進める	・デイケンの実施 ・いじめDアンケートの実施	・校区教育協働委員会の実施 ・登下校の見守り

	会開催	・セーフティ教室 ・看護当番による見守り		
10月	・学校いじめ対策委員会開催	・いじめ防止トリプルチェンジの授業実施 ・市民科授業地区公開講座 ・看護当番による見守り	・デイケンの実施 ・いじめDアンケート、NiCoLiの実施	・登下校の見守り
11月	・学校いじめ対策委員会開催 ・いじめ防止に関する校内研修 ・ふれあい月間の取組	・トリプルチェンジの授業実施に向けて、準備を進める。 ・看護当番による見守り	・デイケンの実施 ・いじめDアンケートの実施	・校区教育協働委員会の実施 ・登下校の見守り
12月	・学校いじめ対策委員会開催 ・ふれあい月間の振り返り	・トリプルチェンジの授業実施に向けて、準備を進める ・看護当番による見守り	・デイケンの実施 ・学校風土調査、Nicoliの実施	・校区教育協働委員会の実施 ・登下校の見守り
1月	・児童の所在確認 (1月8日) ・学校いじめ対策委員会開催	・トリプルチェンジの授業実施に向けて、準備を進める ・看護当番による見守り	・デイケンの実施 ・いじめDアンケート、NiCoLiの実施	・校区教育協働委員会の実施 ・登下校の見守り
2月	・学校いじめ対策委員会開催	・いじめ防止トリプルチェンジの授業実施 ・看護当番による見守り	・デイケンの実施 ・いじめDアンケートの実施	・保護者会の実施 ・登下校の見守り
3月	・学校いじめ対策委員会開催	・看護当番による見守り	・デイケンの実施	・校区教育協働委員会の実施 ・保護者会の実施 ・登下校の見守り